

幕末平戸藩における隠居の表助成について : 松浦熙 「亀岡随筆」の分析より

岩崎, 義則
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 准教授 : 日本近世史

<https://doi.org/10.15017/10315>

出版情報 : 史淵. 145, pp.1-30, 2008-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :



幕末平戸藩における隠居の表助成について

——松浦熙「亀岡隨筆」の分析より——

岩 崎 義 則

はじめに

天保十一年六月二十日、第十代平戸藩主松浦熙の病状を診察するため幕府医師中村永琢が平戸に下向。二十二日、二十八日、晦日の三日にわたり平戸城へ登城し診察を行った⁽¹⁾。この診察によって、熙の藩主としての政務継続が困難と判断され、七月六日、平戸から江戸へ向け、隠居願と同時に曜への家督願が出された。二十三日には、家督委譲の動揺を抑え、領内の風俗・人心を刷新すべく、「家中一統中小性以上之面々へ心底書出」の旨が通達された。さらに八月朔日には、隠居願・新藩主の入部、江戸藩邸類焼等の必要経費を捻出するため、益富又左衛門ら領内有力町人・平戸城下町・在々・浦々へ御用金上納が通達され、九月十二日は、松浦藏人が隠居家督且入部御用掛に任じられるなど、新体制への移行措置が着々と進められている。天保十年二月十三日付の肥後人吉藩主相良頼之の「隠居奉願覚」⁽²⁾を例書に引く異例の国元からの隠居願であったことから、隠居家督の認可に必要な手続きをとるため、幕府目付一色主水の平戸下向の内意が伝えられた。一色主水は、十二月十七日、平戸へ到着、翌十八日に平戸城へ登城。病氣療養中の熙と対面の上で、誓詞判元を見届け、形式的な手続きが終了した。一連

の手続きが完了し、翌天保十二年閏正月五日、隠居願・家督委譲の許可が出された。藩主引退に際し、八日、熙は長文の「病間書取」(二巻)を執筆⁽³⁾。藩家老松浦藏人らへ十箇条の訓戒を授けた。熙の隠居によって、平戸藩には二名の隠居が併存したが、清(静山)は「本荘隠居」、熙は「平戸隠居」と呼称されることになる。その清も、六月二十八日に死去。翌天保十三年八月十五日には、熙が、藩政からの実質上の引退を表明。なお、八月から九月にかけて、曜は次々と重要法令を領内に布達し、新藩主主導による藩運営体制が次第に構築された⁽⁴⁾。

熙は、天保十二年二月四日より平戸城内の蓮乗院(熙の実母)が使用していた居宅(東奥)に移徙。四疊敷の「調風亭」、七疊敷の二階「富寿欄」等を増築・改装して隠宅となし、曜・詮の二代にわたり藩政をあらゆる側面から支援する⁽⁵⁾。従来、幕末期の江戸藩政史研究においては、藩庁の諸記録や「忽懈洞日記」(詮の日記)などを用いた詳細な研究があり⁽⁶⁾、「病間書取」も、藩政の重要な局面が示された史料として重用されてきた。一方で、退隠後の熙の藩政支援は、部分的な言及はあるものの、その全容・実態は充分に究明されたとは言えない。理由の一つには、藩の諸記録及び編纂史料が、藩主在任期間の治績を中心に編纂されたことと、熙編著「亀岡随筆」が充分に活用されてこなかったという事情があると思われる⁽⁷⁾。同書には、以下で検討するように、隠居賄料の半知受納による間接的な財政支援をはじめ、隠宅普請にかかる経費の代替支出、寺社の再興修復費の拠出、大砲の鋳造、砲術伝授、軍用金の備蓄に関する具体的な記録が収録されている。これら記述は、藩臣に命じて調製させた記録・帳簿の写であったり、場合によっては、自身の行為の公正さを担保するため、藩主・家老・側用人らの請書をともなう場合もある。ことに、藩の行財政に関連した記録には、こうした傾向・姿勢が、貫かれていると言つてよい。

本論では、可能な限り藩の記録類で補完しながら、隠居による財政支援行為に問題点を限定し、「亀岡随筆」を用いて、その実態を明らかにすることを主眼とした。

1 隠居の財政基盤

1・1 常平所の管轄

退隠後の熙の財政基盤は、隠居賄料と「常平所」役所である。常平所は、天明二年八月朔日、従前の「私領方」を改称した役所であり、藩の表方とは財政的に独立した部署として、藩主・小納戸の遣用金を捻出するため、管轄新田の上米取立と売却を行い、さらに、その売却代銀を在浦領民に貸付け、利殖を行うという特異な機能を持った機関であった。熙は、天保十一年十二月十日、「殿様此度御隠居、若殿様へ御世讓被進候思召ニ候得共、常平所御役所之儀は被任御先格、御讓不被進候間、向後、御隠居様附之御手役所と相心得候様被仰出候⁹⁾」と、清の先例に倣い隠居後も常平所の管轄権を新藩主曜に譲らず、自身が保持することを言明した。以下、熙の藩主・隠居時代の記録を収めた「御小納戸御用日記」により、先格とはいえ、熙が常平所を手放さなかった理由を考察してみたい。

同書によれば、当該期の常平所の貸付原資には、「囲金」・「預金」・「繰合金」の三種が存在した。「囲金」は、文化四年三月、表方より下げ渡された正金三、三〇〇両を示し、主に表方の財政補填に用途を限定した短期の利付融資に活用された。以下、表1により、「囲金」融資の概要をみてみよう。6内密手当・封印金の原物を一時的に持ち出す)、3手元金の二つの場合を除き、月一步三の貸付利足が原則であり、返済には、鮪網代納代銀・秋新穀払代銀が充当される。具体的な事情が判明する1中の文化十一年六月の捕鯨業者両組益前納銀延納に端を發した銀六十四貫目の融資の背景は、「於大坂取計方不行届儀、先便も申上候通り、近年爰許御勝手向不一通御難渋御繰詰ニ相成候義、畢竟は年々鮪鯨之不漁之上、去歲(文化十一年)之儀は、鮪漁皆無并鯨之儀も生月組は不漁と申候内、魚数は大体之魚事ニ御座候得共、魚柄不宜、運上下ケ、混と相願、相定ル運上高も延納彼是ニて、時々之御当ニも不相成¹⁰⁾」という、鮪と鯨業の不漁という不測の事態であった。さらに、同年九月十一日には、隠居(清)

より引合の金二〇〇両の江戸本所屋敷送金（五〇兩宛四度に分割予定）を「囲金」ではなく、今度は「繰合金」を以て開始した。常平所の融資は、漁業不振による藩財政の運営、就中、大坂から江戸への送金危機を一時的に回避する手段として機能していたことがわかる。同年八月二十四日には、常平所借方帳簿として「物成取拝借帳」（二冊）の提出が熙より命じられ、翌日には、「年々売延米代納錢帳」（二冊・寛延二年）、「寛延二酉年古帳より当時拝借帳」（二冊・安永五年）、「在浦拝借帳」（二冊・安永五年）の三冊が上呈された。藩主による帳簿検閲の理由は、「町方の方等二当時納り方不相成口御座候ハ、其帳中ニ其口々附紙仕」と、町在の返納遅滞者を精査・督促し、貸付元金と利足の回収にあったことは明白である。翌文化十二年以降、「囲金」返済の記事が日記に記載されなくなる。町在債権回収の不進と表方融資の未返済によって、次第に常平所「囲金」趣法破綻の兆候が現れ始め

表1 常平所囲金の融資状況（文化6年～文政元年）

摘 要		融 資 額	内 訳 ・ 備 考
1	江戸送金の補填	銀224貫目	銀100貫目(文化6, 11)、銀64貫目(文化11, 6)、 銀60貫 (文化14, 6)
2	楽歳堂附	銀3貫目	文化7, 6
3	手元入用	銀8貫目 金272兩2歩	銀8貫目 (文化7, 3)、金150兩 (文化11, 8)、 金72兩2歩 (文化13, 8)、金50兩 (文化14, 2)
4	甲冑代	金200兩	文化7, 3
5	浄溶院京都引越入用	銀100貫目	文化7, 3
6	内密手当	金4,000兩	金2,000兩 (文化5, 2)、金1,000 (文化7, 10)、 金1,000兩 (文化10, 9)
7	祠堂・得雨齋修復銀	銀200貫目	文化7, 10
8	大坂仕出銀補填	銀50貫目	文化8, 7
9	表方拝借	銀536貫目	銀100貫目(文化8, 11)、銀100貫目(文化9, 7)、 銀100貫目(文化9, 12)、銀100貫目(文化10, 7)、 銀56貫目 (文化11, 7)、銀80貫目 (文化12, 9)
10	測量方手当銀補填	銀30貫目	文化9, 11
11	俵物方役所貸渡	銀45貫300目	銀25貫300目 (文化10, 2)、銀20貫目 (文化11, 7)
12	紙方仕入	金100兩	文化11, 9、銀錢を以融通
13	本所屋敷焼失入用	金1,000兩	文政元, 11

注)「御小納戸御用日記」(松浦史料博物館蔵)より作成。内訳・備考中の日付は、年月までを表示。下線を施した貸借は、返済が記録されないもの。

る。文政元年十一月八日の本所江戸屋敷の焼失とその関連入目金一、〇〇〇両の融資は、趣法の破綻を決定付けた。十ヶ年賦とされた返済約定は実行されず、翌文政二年七月二十八日、「囲金正有高は以来受金にて引除」として常平所「囲金」が引き上げられた。同年四月六日、月番家老より勘定奉行中宛の申渡は、「常平所之儀は、松英様（篤信）御代御別段御貯被置候御金表へ被指出御借居相成、右銀米年々表より相納候御趣法にて、御代々御讓被進候御事ニ候処、近年表御勝手向御難渋ニ就ては、右御金之内追々御借入相成候口々元利共御返輸相滞、既至于一昨年候ては、利米等相納候義も不行届、右之通にては常平所御建方無之⁽¹⁾」として、表方が常平所より借入することを原則停止し、年間金二五〇両の藩主・小納戸遣用金以外の拠出を行わせない内容であった。

「囲金」以外では、「預金」の利殖活動が注目される。文化九年五月に始まった益富組別当畳屋国蔵らへの資金融通⁽¹²⁾の原資（御預金）は、文化四年二月十三日より常平所にて貯蓄されたいわば公金であり、常平所は、領内捕鯨業者を対象とした預金の融資を展開し、元金の利殖を計るという機能も担った。同様の事例は、文化十一年七月より行われた俵物方（貝座方）差上銀の無利子拝借と、その融資活動（融資先は、太田久左衛門・川崎屋茂助・西郷久九郎）にも見受けられる。「囲金」趣法破綻直前には、手元金一〇〇両の預け置と、「三百両ニ相成候迄利付御貸方積り書指上候様被仰渡」と、その三〇〇両への利殖が画策された事例がある。天保十年と同十一年の両年は、「御下ケ金・新益銀」一七七貫一三四匁余の運用が記録されているが、家督相続関連経費の捻出に、手元金の利殖が計られたものであろう。

こうした資金融通・利殖の外、黒子島已待灯明銭、定例講経料、七郎宮・乙宮祭礼初穂、藏備餅・伊勢初穂、藏役人中握飯代などを定期的に支弁。臨時的なものとしては、黒子島石灯籠の破損修復費、佐世保・志方など所管新田の破損修復経費、文化九年五月二十八日の古文書購入費銀二貫四〇〇目⁽¹³⁾、文化十年九月十二日の能方切守銀三貫目⁽¹⁴⁾、熙が江戸より招聘した蔦屋太右衛門弟子岩次郎・蹴鞠師鈴木七郎兵衛の給金、土蔵の修復工賃などが

支出された。

また、常平所は、買得した新田上米⁽¹⁵⁾とその代銀を用いた書籍購入資金の拠出⁽¹⁶⁾、木勝龍瑞寺の再建、梅谷津御園の取立という、いずれも、藩主・隠居時代を通じて熙自身が深い感心を寄せた事業に深く関与した。就中、「楽歳堂附佐世保新田納米代江戸表御隠居様御受納ニ付、年々常平所より直仕出可差上旨被仰付候」(文化五年正月十八日)と規定された、書物料である楽歳堂附佐世保新田米(八〇俵)の権利を、江戸から平戸に付け替える意向は、天保十一年十一月九日の段階で、「此節楽歳堂御建被遊候ニ付、右切守之内ニ佐世保村御新田上米八拾俵之口、是迄は江戸御隠居様へ上り来居候得共、已来は此許之右御堂付ニ被遊度候間、江戸へは是迄之手数ニて外口より仕出指上候様被仰出候段被申聞候事」と明らかにされている。常平所管轄権の継承が表明される約一ヶ月前である。さらに、翌天保十二年閏正月には、「弥静山公之思召を被為継、為御書物料佐世保村新田米八拾俵愈御附属被遊候間、於常平時之御立直ニて売払、御小納戸相納候代銀を以、未夕御手ニ不入書或は新版之書等、追々御取入ニ相成、其外御書物箱表紙替等御書物ニ拘り候ては、一切此口より出シ可申候、且又、年々之余金は被相貯置、若高料之珍書等御取入之節は一口ニ御払入相成候御手当ニ仕置可申事」と、静山(清)の意志を継ぎ、蔵書の充実⁽¹⁷⁾に努めることが宣言された。但し、楽歳堂付新田米の権利移転は、「御隠居様御譲之御手数無之」と清の許可を経っていない点は注意を要する。江戸へは別途「繰合金」から八〇俵代を送達することとなった。さらに、佐世保村新田とは別に、鹿町村新田米五〇俵を以てする楽歳堂灯明料・得雨斎諸遺料の寄附による楽歳堂の祭祀機構も整備され、楽歳堂の祭祀と書物購入の指揮督権は、平戸隠居の熙が継承することとなった。

また、自身の墓所と生前に定めた木勝龍瑞寺には、天保十年二月二十五日に志方新田米八〇俵の寄附がなされ、梅谷津御園には、佐世保村山中新田・日宇村大塔新田が附属されるなど、常平所が所管する新田・新田米は、熙に所縁が深い仏閣・施設の運用経費として機能している。囲金による仕法が破綻し、藩の表方財政に対する意義

が相対的に低下した常平所の管轄権を新藩主に委譲せず、退隠後も熙が継承した背景には、清の意思を継いだ鶴文庫の蔵書拡充と、藩主時代に手がけた常平所財源による諸事業の継続性・永続性を担保したいという意思があったものと思われる。⁽¹⁸⁾

その後、天保十二年閏正月十四日の法音寺への新田米寄附、⁽¹⁹⁾安政二年九月六日の神曾根山（御屋敷山）への山神勧請に関して供花料金一〇〇匹の支出が「御小納戸御用日記」に記録されている。

1・2 「表助成帳」の概要

天保十二年二月四日、「為御賄料御物成之内より御引分被指上候事」⁽²¹⁾として、清の先例にならない、熙には、隠居賄料二万石（二万一、〇〇〇俵）が分知された。しかし、二月六日には、熙の返答として、「然処、連年御公私御入費多、近頃は別て御難渋之御時節、右尺被遊御受納候御儀、対御国家御不本意思召候、殊爰許御同居ニ付、御物入も輕キ方ニ思召候得は、旁松英様・安靖様御二代之御例ニ被遊御従、六千俵御受納可被遊候」と篤信・誠信両代の江戸隠居賄料六、〇〇〇俵の受納を希望する意向が示された。「亀岡随筆53」の追記（安政三年九月八日付）によれば、「御意済帳之写」・「誠獄院様御切守御前御書出之写」といった藩の記録を精査・考証し、「右二君は六千俵の御例也、皆江戸御隠居なれと、時代もふるければ、諸色手輕なる訳もありてこの分量にて済せられたるや、又、この外にも御手元にて御收納有せられたるにや、考えも及はす」と記されており、熙により両代の先例が持ち出された経緯も示される。さらに、「いまた豊功公（清）も御在世中より、国隠居の熙にも壹万石の賄料を当公より賜りたる事、素より過当といふべし、よつて、熙おもふに、国隠居といひ受納すべき理なければ、抑より辞退す」と、熙は当所、隠居料の分知・受納さえも拒否する考えであった。ところが、こうした意思が却って新藩主曜の志を挫くという配慮から、結果的に隠居賄料として六、〇〇〇俵を受納した。さて、「亀岡随筆53」に収録

された「表助成帳の事」（安政三年丙辰九月八日記之）、「表助成帳二冊目の事」（文久三年癸亥四月八日記）は、その原本に相当する文書が、「表御助成帳之御証書 殿様御請書・年寄中并勘定奉行・勘定役中之御請書添」（松浦史料博物館蔵、以下「表助成帳証書」と略記する）として伝存する。²² 即ち、①「御隠宅御引移後は迄表御助成相成候御遣高帳」（二冊）、②「御隠宅御引移後安政三辰年より文久二年迄表御助成相成候遣高帳」（一冊）、③「表御助成御証書 初度」（継紙一卷）、④「表御助成御証書二度目」（継紙一卷）の内容からなり、①と③が「表助成帳の事」（安政三年）、②と④が「表助成帳二冊目の事」（文久三年）にそれぞれ筆写・収録されている。便宜的に、以後、「亀岡随想53」の記録を、「表助成帳1」（安政三年）、「表助成帳2」（文久三年）とし、①と③をそれぞれ「遣高帳1」（安政三年）と「遣高帳2」（文久三年）とする。「表助成帳1」の場合を例にとると、表助成の具体的な内訳内容を帳簿形式で認めた「覚」（安政三年正月、①）、熙の趣意書（二月十四日、③所収）、曜の請書（三月二十二日付、③所収）、藩家老五名の請書（三月十七日、③所収）、藩勘定奉行・勘定役十一名の請書（三月十三日、③所収）、熙の趣意（追記）（安政三年九月八日）が所収される。なお、冒頭の表題部と「追記」部分に、「亀岡随筆」の凡例に従い、それぞれ「乾斎」と「亀岡山人」の印鑑が押印されている。²³ 「覚」の作者は、側用人井手藤右衛門、同荒川丈左衛門、小納戸頭鎌奥小一郎、同貞方文作、小納戸元々大河内喜左衛門、同吉永永吉の六名。「表助成帳2」は、「光陰の移るはまことにはやく、また七ヶ年たちぬ、其中には少しくことの替りたる事もあれば、取調へさせて助成帳の二冊目出来たり」と調製された。これは、隠居賄料からのさらなる助成についてその経緯と趣旨を記録した「表へ指出石数書取」（文久三年四月八日）、助成内容の内訳（文久三年正月、②）、詮の請書（十月、④所収）、藩家老六名の請願（十月、④所収）、勘定奉行・勘定役人十一名の請書（十月十九日、④所収）から成る。助成内訳の作者は、井手藤右衛門・荒川丈左衛門・浅山九郎左衛門・中村忠左衛門・小関与右衛門・吉永永吉・森半の七名。即ち、「亀岡随筆53」は、「表助成帳証書」をもとに、「追記」と「表へ指出石数書取」をあら

たに付け加えて編纂されたことがわかる。「表助成帳」1と2及び「遣高帳」1と2の記載数値もとに、関連する項目を加算して表2を作成した。

天保十二年二月より文久二年まで、約二十二年間にわたる隠居よりの表助成は全十六項目。隠居賄料の半知受納を中核とした総額は、金に換算して五万九七二両余にも及ぶ。これらは、「隠宅に請取べき口を請取らず、表より致すべき口を、隠宅より致さるなどいふ出納の両様もて、表に助成したる寄せ帳なり、抑の愚存は、熙隠居したらば、何れに余財はあるに相違なし、儉約をこととし、夥しく残金を積置て表に出し、屹度したる老功を末世に遺し置へしとのあらましなりき」とある如く、藩財政支出の削減に帰結する隠居賄料の半知受納と、隠居賄料を用いた間接的支援の具体的な内容である。²⁴よって、隠居賄料を以て代替支出などを行う費目の選択には、熙の意思が大きく反映すると考えてよいであろう。

2 「表助成帳」の分析

以下、本章では表2の分類に従い、「亀岡随筆」等の関連史料によりつつ、その内容を可能な限り具体的に検討してみたい。

2・1 隠居賄料の半知受納

項目1の①は、隠居賄料一万石の半知受納による表助成であり、全体の六五パーセントを占める。天保十二年二月から嘉永四年七月迄の十年と六ヶ月は、年々五、〇〇〇俵宛の積りで、計五万二、四九九俵余の助成。この五、〇〇〇俵は、隠居賄料一万石の米一万一、〇〇〇俵から、篤信・誠信両江戸隠居賄料に準じて六、〇〇〇俵

を熙が受納し、これを差し引いた俵数である。嘉永四年八月以降は、年々五、五〇〇俵宛の積りで、六万二、七九一俵余。合計で一一万五、二九〇俵余の助成米高となる。⁽²⁵⁾ また、米高を銀高に換算する際、米一俵あたり銀一八匁で換算された数値も記載さ

れている。嘉永四年六月十八日、

「御隠居御家督砌、御賄料一万石被指上候へ共、以来御国御隠居様御賄料之義ハ五千石ニ御定被置候段、御隠居様より被仰出、御目録認替相成被指上、表御居間、三之御間へ罷出、御附御側御用人井手藤右衛門御取次ニて御賄料覚書御看等相渡候処、則差上幾久敷忝御受納被遊候段、御応対有之候段、藤右衛門申聞之」として、隠居賄料は正式に五、〇〇〇石と改定され、目録の書換・交換も行われた。⁽²⁶⁾ この改定によって、隠居賄料は、本知高五、〇〇〇石に確定する。

表2 表助成帳（天保12年～文久2年）

1 隠居賄料半知縮減受納		
①表へ指出米	33,228両	余
2 海防支援を含むもの		
②大砲其外表遣方加勢	2,606両	余
③北虎口番所・武器・砲術伝授・奥物置作事銀・随縁堂建替・梅谷津再興遣銀	2,241両	余
④金剛庫軍用納金	2,000両	
⑤居賄料1,000石金剛庫引除	890両	
2 小計 (②～⑤)	7,737両	余
3 寺社関連		
⑥雄香寺遣銀	4,601両	余
⑦木勝龍瑞寺普請・寿塔外入目銀	3,173両	余
⑧表請神仏修復寄進帳前	403両	余
⑨大聖殿再建作事銀	326両	余
⑩誓願寺内墓所添地普請入目銀	162両	余
⑪樹光寺護摩器其外修復向入目銀	80両	余
⑫久信墓所普請	45両	余
3 小計 (⑥～⑫)	8,795両	余
4 その他		
⑬隠宅住居修復作事入目銀	926両	余
⑭隠宅召船金将丸入目銀	141両	余
⑮隠居召船歩兵丸入目銀	39両	余
⑯仙禽庫出来不足金	103両	余
4 小計 (⑬～⑯)	1,210両	余
合 計 (1～4)	50,972両	余

注)「亀岡随筆 53」(松浦史料博物館蔵)より作成。但し、分・朱以下の数値の表示は省いた。

項目①における年々の助成俵数高の変化には、こうした隠居賄料の本知高の再確定が背景にあった。清時代の江戸隠居賄料と対比してみよう。「本荘御賄金凡積」(文政十年十一月写)²⁷では、銀一〇八貫目と米五、〇〇〇俵の両者を以て、金三、三〇〇両の隠居賄料一万石を支出したとある(この場合も米一俵あたり銀一八匁)。江戸隠居の年間必要経費は賄料一万石(金三、三〇〇両)では不足しており、外に「臨時上り米千五百俵」、「平戸より臨時送り御附之面々之渡物」、「奥御切守銀拾四貫目からし(辛子)三千俵代」、「東奥御合力月々拾貳両貳歩宛御上屋敷より上り」、「奥御切守御不足之分足上り」等が追加計上された。この年の支出は合計で金七、二一〇両。「追々申す如く、国隠居は財用少く、国のため、家のためになる事うたかひなし」という持論を、熙は固持しており、さらに、「こは本荘御賄の大なるをいふにはあらず、国隠居の四千石にてもまだつかひ余れる有かたさをいはんため也」と記す²⁸。熙の隠居賄料の收支全体を明らかにすることは出来ないが、半知五、〇〇〇石(五、五〇〇俵)の場合で、年間一、六五〇両の受納。仮に、ここで言う四、〇〇〇石(四、四〇〇俵)で見積もると、熙が必要とした必要経費は金一、三二〇両。実に文政十年の江戸隠居経費の約一八パーセント程である。さらに、清の江戸隠居関連の経費については、三十六年の隠居期間で合計金一七万八、四三六両余(米にして五九万四、七五九俵余)と記録される。こうした清の江戸隠居を支えてきた熙は、「格別の孝道を立てたといふへし」と述懐した。隠居料の半知受納は、隠居の存在が少なからず財政的な負担となることを熟知していた熙ならではの発想であり、自身の国元での隠居という処遇が、こうした指向性をさらに強固なものにしたと思われる。

2・2 海防支援を含むもの

砲術関係 「表助成帳」・「遣高帳」より、藩の海防支援を含む費目を項目2(②～⑤)として整理した。以下、その具体的な内容について検討してみたい。項目2の②と③に記録された大砲調達鑄造関連経費、また、砲術とそ

の伝授に関わる隠居賄料からの資金拠出は、海防下における隠居の具体的な役割の一端を示すものであろう。⁽²⁹⁾

寛政五年六月二十五日、平戸藩では桑嶋左吉右衛門・坂為左衛門らに、異国船警備の一環として石火矢訓練が指示された。⁽³⁰⁾さらに、同年十月には、漂流異国船が臨検を拒否した場合の、「格別嚴重」な体制整備が藩士らへと令達され、同時に組々の大筒・石火矢を用いた海上砲撃の稽古が通達されている。⁽³¹⁾こうした海防体制の強化指示を背景に、清による砲術取立が行われた。寛政五年には、武衛流鎌奥小一郎光訓が召し抱えられ、寛政十一年には、依藤半内の養子で肥後出身の熊五郎を招聘し、種子島流砲術を伝授せしめた。⁽³²⁾享和二年九月からは、信濃高遠藩の坂本孫八（天山）⁽³³⁾が平戸城下使者屋を拠点に藩臣・大工・鍛冶ら門人へ萩野流砲術（平戸では天山流と称す）とその造砲製弾を伝授。⁽³⁴⁾同年十二月二十二日と二十三日には、平戸藩士二十二名が参加した画期的な行軍小砲周発稽古も行われる。同時期、江戸の本所屋敷詰の先手組足輕は、旗本田付四郎兵衛方に入門し田付流を学び、同じく普請組足輕は旗本谷庄右衛門方にて武衛流の大砲を学ばせるといふ藩独自の砲術稽古の仕組みも整う。⁽³⁵⁾文化六年の高遠藩天山流豊島権平の招聘を契機に、十月二十五日、家老長村鑒が吉岐にて天山流の流布を計るなど、以後、藩内では同流が主流となる。⁽³⁷⁾翌文化七年、神崎での砲術高覧の際、出淵四方佐が仕掛けた阿蘭陀流大筒が暴発・破碎。破片が熙の幕屋に降りかかるという事故がおこり、平戸藩の伝統でもあった当該流の砲術は、藩主の忌避するところとなり衰退した。⁽³⁸⁾幕末期、藩内の砲術は、天山流（先鋒用大砲・種子島流（守城用大砲・田付流（足輕組小筒）・武衛流（足輕組大砲）の四流を基礎とする体制となる。⁽³⁹⁾

項目2中の③の砲術伝授は、天保十四年五月三日、梅谷津逗留中の熙が、同所浜にて、種子島流砲術師であった肥後八代の家臣清水嘉兵衛（依藤治右衛門方にて砲術伝授を行う）の「狼煙花火の火術」を観覧したことを機縁として、同人の砲術伝授を支援するために支出された経費と思われる。⁽⁴⁰⁾弘化二年二月二十九日には、隠居賄料を以て長崎から取り寄せた種子島流唐銅製百目筒（銘大平不忘 自由台（町見台）の完成をうけて、その試射を

新馬場にて実施⁽⁴¹⁾。これ以後、隠居料を用いて鑄造されたと思われる大砲・鉄砲を、「隠宅武器類之事」(「亀岡32」)より表3に示した。安政元年正月十二日、日野浦炉鋳場での天山流大砲の鑄造が開始され、同年五月四日、熙より依頼された「飛龍」が鑄造される⁽⁴²⁾。飛龍は、「海防第一の時節柄なれば、内向の者の調練のため大砲を鑄はやと隠居料のうちをもて、安政元年甲寅五月に、五百目玉の石火矢ひとつものしたり、是を飛龍と名づく、もしもの時は本丸下辺にてひとふせきはすへきなれば、其場の用に丸龍の幕一頂猶目印にもなり指揮する料にもならんとて、小簾八流れを副をきぬ、この文字は延喜帝震筆の敵国降伏箱崎八幡宮の額字の写なり」と、奥向人員の調練を目的として鑄造された。同砲の鑄造経費は、地銅錫釐丹錫立経費銀七貫九一八匁五分六厘、諸色手間賃其外銀二貫二七匁六分八厘の計銀一〇貫一四六匁二分四厘(金一四九両余)。安政二年五月三日に鑄造された雷迅には、「前平戸城主乾齋公在封為邦家出隠棲之資安政二年乙卯五月三日鑄此煩以備防禦」の銘が彫刻され、同砲は叶崎台場に設置された。八月八日には熙による見分も行われている。元治元年には田付流神砲を模した「御神砲」を隠居料を以て鑄造⁽⁴⁵⁾。その他、銀方が保有する古銭を以て、嘉永二年、玉

表3 隠宅の大砲・鉄砲類

	流派・用途	種 類	銘	挺数	備 考
1	種子島流城内用	百目筒	太平不忘	1	唐銅、弘化2年長崎より取入
2	天山流城内用	五百目筒	飛龍	1	唐銅、嘉永7年、於日野浦炉鋳場、豊島権平鑄之
3	天山流叶崎台場附	壹貫二百目筒	迅雷	1	唐銅、安政2年、於日野浦炉鋳場、豊島権平鑄之
4	種子島流深井楼附	貳拾目筒		2	唐銅、安政3年、安田久三郎薰良屋敷、鑄之
5	種子島流	拾匁筒		3	唐銅、安政3年、於安田久三郎薰良屋敷、鑄之
6	天山流	拾匁筒		1	鐵、安政3年、道元孫三郎金友作之
7	種子島流	拾匁筒		1	鐵、安政4年、道元留藏金正作之

注)「亀岡隨筆 32」(松浦史料博物館蔵)より作成。

揚筒大小五挺を鑄造し、淳風堂附属としている。⁽⁴⁶⁾

金剛庫軍用納金 平戸城内の北西方角、他の建造物群よりやや隔離された立地にある宝物庫「金剛庫」は、文化六年三月、江戸にあった清の委嘱（新庫の造立と楽歳堂の移転）により、天保十年八月七日に落成した。「金剛庫起源并庫中楽歳堂の事」・「金剛庫御造営の来由」（いずれも「亀岡6」）より、その造営の経緯などを概観し、金剛庫の来歴と熙との関連をまずあきらかにしておきたい。楽歳堂の起源は、安永八年、静山によって創設された書物庫と記される。⁽⁴⁷⁾ 書庫が手狭になったことから、天明五年、新たに文庫（鶴来堂等とも称す）⁽⁴⁸⁾ を設けて、図書類をここに蔵し、かつての書物蔵（楽歳堂）は御祠堂とされ、新文庫を楽歳堂とした。その際、益富忠左衛門正昭の財政的支援を受けた機縁を以て、金剛庫の建設にあたっても、益富又左衛門正敬（後見山縣二之助正明）の支援が仰がれた。なお、文政十一年の頃には、先の御祠堂が楽歳堂と称され、楽歳堂は、五鶴来俄楼あるいは御書物蔵と呼ばれていたらしい。これらの複雑な名称は、金剛庫の新設によって整理され、御祠堂は「御守堂」、五鶴来俄楼は「鶴文庫」（二階建）とされた。⁽⁴⁹⁾ 弘法大師真筆とされる「大勝金剛」の古幅に因んで命名された「金剛庫」には、平戸城乾櫓に蔵されていた歴代の什宝・遺宝類が収蔵され、金胎寺によって例祭（二月四日）も執り行われた。

さて、項目④の金剛庫軍用納金は、天保十四年十一月より開始された軍用金備蓄に関する熙が発案した趣法に関連する。寛政三年四月二十七日、当時の藩主清は、誠信の御用金二万両備蓄の志を継ぎ、小判一万三、三〇〇両を「御囲御用金」として二箱に納めて御広間に呈した。⁽⁵⁰⁾ 翌年以降、寛政五年五月朔日に凶年救恤米穀買入資金として金五、〇〇〇両、寛政六年五月十八日には関東筋川々普請御用割当金の内に金八、三〇〇両、さらに、寛政十年七月には昌平坂聖堂再建献納金二万両の公納等に、この囲金が充当された。⁽⁵¹⁾ 一方、備蓄については、寛政七年十二月二十四日の金三、〇〇〇両が記録されるのみで、熙の藩主時代には、「年経候て経済之融通あしく成、

熙か代に至りては出払ひたる俵にて、跡に還らす、今はから箱なるをは、うやく敷広間へ出してそありける⁽⁵²⁾という状況であつた。結果として先君の有志を空しくし、子孫に不幸の種を遺すことを危惧した熙は、御用囲金の仕法を抜本的にあらため、今では空箱となつた囲金用の二箱を金剛庫内に移設管理し、天保十四年十一月から金剛庫に軍用金を備蓄する「行軍守城用金」趣法を定めた⁽⁵³⁾。使途を行軍守城用に限定することを第一に、城方・常平所の貸借利足の内から各々金一〇〇両宛、「表臨時之出目引除銀并ニ新益銀等取結」金一〇〇両の計三〇〇両を、毎年十一月に納付するという規定である。使途の限定は厳格で、「長崎に人を数た出し、または領内嶋々に人数を幾組も渡したる杯は猶更、たとひ少しの小ぜり合、石火矢も鳴り、異国船と戦ひ、船一二艘乗取たりとも、表にての手当届く限りは動すべからず」と遺言された⁽⁵⁴⁾。④の資金一、〇〇〇両は、「熙生涯年々従手許百両宛右三百両之外ニ可致納付候⁽⁵⁵⁾」と、規定の三〇〇両の枠外で彼の意向によつて毎年一〇〇両宛納金された金額である。安政四年までに行軍守城金は全体で金六、〇〇〇両に達していた⁽⁵⁶⁾。⑤は、安政六年十一月十五日の儉約令発令を受けて、熙は隠居賄料五、〇〇〇石の内から、さらに一、〇〇〇石を差し出すと表明したが、表方より断られたため、この一、〇〇〇石の代金を翌万延元年夏より金剛庫へ納めたものである。

その他 ③では、「北虎口番所普請銀并武器数々出来入目、炮術方町見台料・伝授料、奥物置作事銀、随縁堂建替、梅谷津再興遣銀」という諸費目が一括されている。北虎口番所と関連すると思われる平戸城北虎口の多門櫓は、「次第に此多聞痛朽候ひて、荒物入にも成兼候様成たれば、天保十二辛丑年城方にもんして、隠宅の物入を兼、以前のよりは少し間数をも太めて再建あり、嚴重に出来たれば、中々狸の住る処もなき様に成たり⁽⁵⁷⁾」と、隠宅の倉庫として修復が施されたものである。

梅谷津は、藩主の別邸として整備され、天保十四年十一月十七日、梅谷津御園の園号を「偕楽園」とし、平戸

城非常時の退避地として位置づけられる⁽⁵⁸⁾。天保十年八月、梅谷津の維持経費を捻出するため、購入資金の六割を常平所、四割を梅谷鵬友が拠出し、売方新田を買得する方針が決まり、天保十二年七月十二日、佐世保村山中新田免・日宇村新田など二十七筆計五反二畝四歩半・高七石五斗五升一合を吉沢五平次より買い入れた。また、天保二年から同九年まで、鵬友が常平所より借入した梅谷津の普請入用計銀六貫六六〇目の返済を免除。さらに、常平所と共同で買得した佐世保村・日宇村の新田は、安政五年九月十二日、梅谷狹友へ渡切となった⁽⁵⁹⁾。

随縁堂は、かつて榮蔵堂と呼ばれた祠堂解体時の資材を以て造営され、嘉永五年十一月六日に落成。「尽く隠棲料を以て成就したれば、熙生涯は隱宅附属の堂庫なり」と記されている⁽⁶⁰⁾。安政三年十一月二十日には、常平所にあった古金銀（乾金・慶長金・正徳金等）計八一貫二四九匁一步を随縁堂に収蔵。その他、大瓶・衣服類がここに収蔵された⁽⁶¹⁾。

2・3 寺社関連

表2に示された項目⑥から項目⑩は、何れも神仏仏閣・墓所等の修築関連経費であり、全体の約二割程度を占める。中でも、雄香寺と龍瑞寺の関連経費は突出しており、熙自身の関心の高さが窺える。

雄香寺遣銀 金剛庫軍用納金の備蓄をはじめとした表助成の発案当初から、「手始めに、先づ雄香寺再興の事にはおもひ立候ひき⁽⁶²⁾」と、棟が元禄八年に建立した松浦家菩提寺でもある雄香寺伽藍の荒廃に対しては、藩主当時から忸怩たる思いがあつた。隠居当初の雄香寺は、藩からの財政的支援も期待できず、寺は「破壊に及び」、住職大宣の遷化もあつて、寺僧らも「勤行も怠り行状も届かぬ」有り様と記されている⁽⁶³⁾。江戸の天祥庵和尚印宗が、平戸に下り合わせていたことから、印宗を雄香寺住持として、天保十三年正月より、寺内の規律の建て直しと普請修復を意図した、熙の雄香寺再興計画が始まった。ここで問題となつたのが修復経費の捻出方法である。熙は、

修復に関わる経費を全て隠居賄料から支弁しようと申し出たが、側用人深江与五平は「必竟御時節柄トハ年中、少シ思召過キニも被為在候半歟」と、こうした深慮が、かえって藩主曜をして不孝たらしめると、若干の疑義を呈した。藩家老らも、基本的には側用人と同様の意向を示したことから、畳替・障子張替といった規定の修復費は、隠居料からの立替支出を行うが従前通り表名目での支弁とすること、再興に関わる新規の普請修復料は、隠居賄料から支弁するという方法が熙より家老らに諮られ、江戸の天祥寺と清の先例に倣い、同年正月二十四日、雄香寺については万般熙の指示を仰ぐよう通達が出された。⁽⁶⁴⁾ 藩家老等との調整の結果、表2の⑥の雄香寺遣銀は、「表請御遣之口」(金一、二三四兩余)・「寺請之口」(二、一四四兩余)の隠居賄料からの立替支出と、「御隠居様思召ニて御出来其外御寄進向等」(金一、一二三兩余)の支出の三口によって構成された。この間の具体的な普請修復箇所として「雄香寺再宮の事」(「亀岡14」)が記すところは、玄関より附庫裏、廟所回り、開山堂門塀、古館口坂壇石垣、塔頭松東寺大梁院隠居所木禅庵等である。また、仏壇の修復や、先祖の霊牌配置と位牌所の次第も確定された(歴代藩主・内室・早世の世子・歴代住僧・公子・公女・側室、松浦舎人・松浦大内蔵・松野新左衛門・安藤庄兵衛の四家等)。さらには、本堂後手に約一五間の一棟が建立され、その居間は、藩臣葉山高行(鑑軒)によつて「洞乎館」と命名された。⁽⁶⁵⁾

龍瑞寺普請関連経費 文化十一年夏の大風で、松浦義(天叟)が植樹したとされる大杉が倒壊。その倒木を資材として、義の廟所(景肅堂と号す)が再建されたことに端を発する木勝龍瑞寺は、初入股(文化四年五月二十二日)当初から平戸の地に墳墓を選定したいと内望していた熙が、天保三年中、その地と定めた場所である。⁽⁶⁶⁾「御小納戸御用日記」によれば、文政二年の再興から文政六年五月までの常平所による龍瑞寺関連の再建・入仏供養手当銀等の取替総額は銀三六貫七五八匁余。その内銀二三貫八四一匁余を諸方勸化銀米より納付し、その差引残銀

を紐差村新田米・近藤文哉上知引取米等の計米一五〇俵余を以て返済するという伺が、文政六年五月に出されている。天保十年二月二十五日より、志方新田米八〇俵を財源として、龍瑞寺永代掃除・修復料（米三〇俵）、小僧置料（米二〇俵）、龍瑞寺侍従官位料手当（金二三両）の寄附と積立が行われ、同年七月晦日には、住職の上京官位料として趣法金から五〇両が渡された。

天保四年八月からの江戸参府時、かねてよりの持病である「頭悩」が悪化し、藤枝の地で生死を彷徨った熙は、長寿の術として、篤信・清も行った寿塔の建設を思い立ち、その経費を隠居賄料より支弁した。⁽⁶⁷⁾熙は、龍瑞寺境内景肅堂南西の地を寿塔場（平戸雄香寺掛持の地）とし、真浄夫人（墓所は本所天祥寺）の水向塔、⁽⁶⁸⁾扇塚・鼓塚、三部経塚、宝塔とともに「当寺再興源朝臣熙之塔」と銘（自筆）を彫った寿塔（石は伊予産）を、弘化元年三月二日に建立した。⁽⁷⁰⁾

同じく木勝に建てられた風香軒（風香寺）⁽⁷¹⁾と、その他同地の熙関連の仏堂・石塔についても言及しておきたい。風香軒は、文政六年、真浄夫人の病平癒を祈願するため、清の奨めで、芝の東照院で普門律師と会った時より、熙が常念堂建立の意思を抱いたことにその起源がある。自身の寿塔建立に際して光明寺拙岳に逢った際、常念堂建立の意向などが話されている。当時、長崎に隠宅を構えていた拙岳が、平戸の田平・南龍崎辺への移転を望んだことから、同人を龍瑞寺近傍に引き移すこととなった。これにより、佐々新田所光明寺別荘取立に例に倣い、光明寺拙岳の隠宅として風香軒が木勝に建立された。なお、風香軒は、嘉永四年十一月二十五日より風香寺（平戸光明寺末寺）とあらためられた。風香軒には、報謝堂と無量庵という二つの持仏堂が建て次がれる。報謝堂には、親鸞聖人作とされた靈仏（妙幢寺から譲り受ける）が安置され、無量庵は、光明寺再興に尽力した侍女幾世（無量院と号す、京都高橋氏の出自）の菩提所として、熙自作の仏像が安置された。⁽⁷²⁾風香軒取立の経費には、かねてより遺書を添えて蓄えられていた金五〇両が充てられ、熙より拙岳に渡されている。また、無量院の寿像（片

山舟水画・白石妙慶作）が安置された無量庵には、この寿像に対して、実娘秀より年々米一〇俵が寄附された。さらに、無量庵の近くには、嘉永三年、熙によつて松ヶ岡と名付けられた秀の寿塔場（誓願寺請持）も立てられている。⁽⁷³⁾ 桔梗屋と呼ばれる報謝堂の続きの建物（無量院の隠宅）は、その上座敷を露光亭、下座敷を阿理廼屋と称す。この桔梗屋には、運営経費として、上米一二俵の新田が熙から寄附され、無量院からも三俵の寄附があった後に熙から一五俵、無量院から一〇俵の都合二五俵となる。⁽⁷⁴⁾ この他、天保十三年六月十五日、松浦義の墓所の傍らに、覚翁（弘定）の塔（水向所）が建てられた。弘定の墓所は、当時まで不明であったが、寄進状の姓名・花押を写し、これを石櫃に納めて、ここに埋めた。石塔の銘は、熙の自筆である。⁽⁷⁵⁾ また、真言宗慈眼寺請持の究竟堂の中央宝殿本尊薬師如来像（銅像）は、天保二年七月五日、江戸鳥越の奥居間から発見された薬師如来像の尊容を模写した二体の銅像の内一体を、弘化四年八月十四日に安置したもの。聖観音張像は、熙が側女板井に命じて、弘化二年九月二十八日より同三年十一月二十二日までに、熙の反古を以て張り上げさせ、白石妙慶が装飾したものである。⁽⁷⁶⁾

このように、熙が生前よりその墓所と定め、菩提を弔うための仏堂や、先祖・近親者の寿塔、熙の寿像（肖像）、自筆の扁額、奉納物等が多数存在する木勝については、参詣者の便宜を考慮し、熙の指示によつて「木勝拜順記の事」⁽⁷⁷⁾が、側用人荒川丈左衛門忠勝によつて編述（安政四年四月朔日）された。⑦には、風香軒（風香寺）に關しての表助成は明示されていない。拙岳への金五〇兩の渡切や、桔梗屋への新田寄附などは確認できるが、風香軒（風香寺）が、光明寺の隠宅であり、門徒からの寄附、さらには、無量院・秀からの寄附もあったこと等、同寺の建立・扶助の経緯が複雑な事情にあったことが関連していると思われる。

その他 ⑧では、内容が判明するものは、「表請之神仏御修復向雄香寺御墓所御出来等御寄進帳前二て」と但書が

ある雄香寺墓所作事銀の支出である。「松林菊畑の事」(「亀岡14」)によれば、雄香寺墓地が狹隘となったことから、「雄香寺松林」と称して従来墓地の上手が、墓所予定地として隠居賄料を用いて整地された。

⑨平戸城内大聖殿再興作事銀は、熙の病平癒を祈願するため、天保十一年正月、不動明王尊像の彫刻(仏工料金一五両)と祈禱を京都革堂阿闍梨(孝円)に依頼。霊椿山祈禱所・護摩堂の再建前であったことから、隠居賄料を用いて堂(大聖殿と称す)を再建し、自身を模った不動明王を遷座した。天保十二年五月二十六日に作事が始まり、十一月四日に仮遷座、翌年正月二十八日に入仏安座供養が行われている。不動尊の護摩供養と大般若転読について、常平所から金三両と金五〇〇疋が神能寺に渡された。⁽¹⁸⁾

⑩誓願寺は、非嫡子の長子・二男以下の連枝、女子・側室の平戸における菩提所と規定され、その墓所には永昌院・久昌院等の墓がある。その墓所が手狭であったことから、同寺墓所右手の土地を「菊畑」と唱え、墓所の添地として整備。誓願寺請として弘化二年より普請を開始し、安政元年に成就。「右はいさゝかも表よりの御造作無之皆済、御隠宅よりの御下金にて御出来相成候」と記されている。⁽¹⁹⁾

⑪は、「樹光寺護摩器御出来并同所稻荷社御作事川堀其外御修復向御入目銀二疋」という但書であり、「樹光寺鎮守鎮鼎宮再建之事」(「亀岡18」)にその詳細が記される。平戸城・雄香寺・樹光寺において火災除祈禱執行の最中、嘉永三年十一月十一日、折からの熙の病平癒のため乙宮に参詣した女中が、新馬場で狐の群に遭遇したことを神慮とし、大破に及んでいた稻荷社(鎮鼎宮)を鎮火守護のため隠居賄料を以て再建。文久二年には鎮鼎宮祠堂金として金三両三步、翌年には年始代拝料として金一両一步が熙より永続手当金として樹光寺に寄附された。

⑫の金四五両の経費は、木勝の覚翁墓所の建立によつて、松浦義以来の歴代松浦家当主の墓所が揃うこととなつたが、最教寺久信(泰岳)の墓所が「御龜末なりし故」という理由で、その普請費が隠居賄料より支弁されたものである。⁽²⁰⁾

2・4 その他

ここでは、項目4の中から、詳細が判明しない⑬の隠居住居普請作事入目銀を除き、⑭と⑮の隠宅手船、⑯の仙禽庫に関する支出・助成の内容をしめてみたい。

熙は、隠宅手船として、金将丸、金将丸と同型で駕籠で乗船可能な飛角丸（表向は若宮丸）、銀丸と桂丸、歩丸と「ときん」丸の計六艘を隠居賄料を以て製造。それぞれ、大（乗船）・中（曳船）・小（使船）の二対六艘を以て「将棋組」と称した。当初建造した三艘は、異国船の侵入時の待避手段とされたが、文久三年三月二日、江戸から平戸へ下向した詮の正室・自身の側室らの移動手段として、元治元年春に三艘を追加新造し、隠宅手船を「治乱兼用」として活用した。⁽⁸¹⁾六艘の各船毎に、新造手当と年間修復費が見積もられ、その合計銀一貫九八三匁七分については、佐世保大新田の納米を常平所が売り払い、その代銀を貯蓄（御囲）し、入用の時々に繰り出すという「永統趣法」も定められた。内向・奥・梅谷津・小佐々・木勝御用に充てられる将棋組手船は、小納戸頭の管轄となり、後年に至っては、常平所とも一同、手船・帆船・船具などを藩主へ遺贈するため、新造・修復共に必要経費は常平所請持とすることも定められている。⁽⁸²⁾

⑯の「仙禽庫」は、鶴文庫の別称であり、建造費の不足分を隠居賄料から支弁したものであろう。⁽⁸³⁾

おわりに

上述のような熙による表助成の特徴をまとめてみよう。表助成の中核となった隠居賄料の半知受納分五、〇〇〇石は、熙の死去（慶応三年六月二十九日）後も、「継志金」として積み立て、隠居賄料・女子片付（婚姻）手当とするよう遺書⁽⁸⁴⁾に記されている。退隠地に拘わらず、自分以後の隠居賄料は五、〇〇〇で充足すべしという考え

であり、その上でなお、隠居賄料の縮減受納を希望し、万延元年よりは、さらに一、〇〇〇石分の隠居賄料の金剛庫納付を始めた。熙の質素儉約の姿勢は、安政二年十二月二十一日より段階的に調製させた藩領内の冗費削減（簡易節略）の見積に明瞭である。即ち、町方付合経費・松飾竹木餅米・造酒・冠婚葬祭・人別飯米・人別銭・僧侶茶料・蠟燭・帳面・線香・塩・短冊・灯籠・煙草・供養塔牌など領民の日常生活関連の二十三項目で、節減額を総計金三四二万一二〇両余と試算した。⁽⁸⁵⁾平戸隠居という条件と、質素儉約の一貫した姿勢が、隠居賄料を用いた表助成の前提である。

藩主時代からの懸案であった海防問題に対しては、平戸在住という立場から強い関心と危機意識を以て対処し、大砲・鉄砲の鑄造、種子島流砲術の伝授、隠宅・奥向の砲術訓練や武器の備付、退避場（梅谷津）と退避手段（隠宅手船）の確保・整備、さらには軍用金の貯蔵という具体的な諸活動を行った。本論では言及出来なかったが、領内諸寺社を対象とした敵船退散・異国降伏祈願の率先も、隠居の役割として特筆すべきものがある。また、宿痾を抱え、神仏を崇拜する傾向が強い熙は、歴代先祖及び自身と近親者の供養を目的とした寺社と関連施設の修復・維持の手当を積極的に展開した。特に、隠居賄料とは別段に、自身が管掌した常平所の新田米を寄進することで、事後の恒常的・永続的な手当を目論み、様々な趣法を実施した点は注目される。なお、遺書においては、死去の後は、常平所を藩主に返還する趣旨が記されている。

「江戸は苦界、国は安楽世界也」として、熙は自身が「国隠居」であることを自賛した。⁽⁸⁶⁾近世の平戸藩においては、参勤交代制度確立後の本格的な平戸隠居は、熙が最初で最後である。隠居当初は、江戸の旧友との邂逅、公義能役者の能楽鑑賞を目的に、江戸参府を宿願としていたが、次第に自身の境遇を自覚し、当初の「平戸隠居」の呼称を転じ、自ら「国隠居」を称するに至った。「国隠居」は、国元平戸での隠居という意味を越え、表助成にみられた藩と寺社、あるいは、隠宅という空間を通して繋がった人々との関係性の中で生まれた、彼の内的自覚

を体现した用語であろう。本論では十分に尽くせなかったが、熙のような「国隠居」の実態を解明し、近世国家・社会において意義付けるための、一つの階梯として本論考を位置づけておきたい。

- (1) 『平戸史料年表 天保十一年』(長崎歴史文化博物館・山口文庫所蔵本)、以下特に断らない限り、本節では同書を参考とした。
- (2) 「熙公御隠居・曜公御家督 平戸一件帳」(松浦史料博物館蔵)。
- (3) 様々な記録類に書き写されているが、ここでは、松浦史料博物館蔵の自筆原本を参照した。
- (4) 近世の平戸藩主は、鎮信(法印)より詮まで十二代。隠居は、初代鎮信(法印)、四代鎮信(天祥)、五代棟、六代篤信、八代誠信、九代清、十代熙の七名。その内、平戸で隠居・死去したのは、鎮信(法印)、棟、熙の三名のみである。参勤交代制度の確立以降では、棟の事例があるが僅か七ヶ月で死去。一方、熙の隠居生活は二十九年に及ぶ(鎮信は十四年)。江戸での隠居が常態となるなか、熙の隠居事例は特異であったと言える。さらに同人は、平戸城で出生し平戸城で死去した唯一の藩主でもある。なお、隠居期間では清の三十六年が最も長く、最も若くして隠居になったのは篤信(四十四歳の時)である。
- (5) 「編年仮名実録の事」(「亀岡29」)。隠宅の図面は、「平戸城図」(松浦史料博物館蔵)に詳しく、「御隠宅御居間」を中心とし、「二之間」(二階部分有)、「御炉之間」(二階部分有)、「御机之間」、「松声軒」(二階部分)、「御湯殿」、「避暑屋」、「御揚場」などが居住区画を形成していた。調風亭・富寿綱・松声軒・鳴沢(二之間の別称)は、「亀岡随筆」に度々登場する。なお、「亀岡随筆」の引用については、本論では、「亀岡29」のように、書名と収録巻数を略記して示す。
- (6) 『松浦詮伯伝 一』(松浦伯爵家編修所・一九三〇年七月三〇日)、「平戸藩」(『長崎県史 藩政編』・吉川弘文館・一九七三年一月一〇日)、山口麻太郎編『平戸藩法令規集成』(全三巻・杵岐郷土研究所・一九五七年一月五日)など。
- (7) 『松浦詮伯伝』作成時に編纂された『平戸史料年表』(天保十一年〜明治四十二年・全五十四冊・謄写本)には、随所で「亀岡随筆」が引用されている。部分的な誤植はあるが、おそらく、現在までにおけるほぼ唯一のまとまった研究事例であろう。
- (8) 「御家世伝草稿 四十八」(松浦史料博物館蔵)。「私領方」の起源は明確に特定できないが、小値賀小田家の「御用銀御証文之写」(小値賀町歴史民俗資料館蔵)に収録された「若殿様御用」・「若殿様御小納戸御用」に関する借銀証文七通が「御私領方」と注記・分類されている。借用証文七通の差出をみると「若殿様御用」の証文四通が、牧山仁兵衛・飯野七郎右衛門・青山喜左衛門・坂本六之進・磯野貞兵衛・志自岐加左衛門の六名。「若殿様御小納戸御用」の証文三通が、中嶋市郎兵衛・長嶺小左衛門・末

吉形左衛門ら三名であり、この三名は、証文の日付、即ち宝永六年九月二十六日（二通）・宝永八年二月十二日（一通）の当時、小納戸役頭であったと推測される。この時期の私領方の機能の一つとして、「若殿」篤信の遣用金調達があったことが窺える。

- (9) 「御小納戸御用日記」（松浦史料博物館蔵）。以下、本節では、特に断らない限り、同書からの引用である。なお、清藩主時代の常平所については、「常平所貨穀出入達留」（全三冊・松浦史料博物館蔵）が存在する。

- (10) 「文化十二年亥四月五日仕出 御隠居様へ御請書扣」（西口松浦家文書・小佐々町郷土資料館蔵）。

- (11) 「御家世伝草稿 六十五」（松浦史料博物館蔵）。同時に、藩主の衣食住周りに関する小納戸・膳方の切守金を三步通削減する厳格な儉約令も発令されている。

- (12) 文化九年五月は、拝借銀六〇貫目の十ヶ年返済で、年間利足は銀六貫目。文化十一年六月六日は、金一〇〇両で、利息は年間金一〇両。この二例が確認できる。いずれの借用証文にも、生月の捕鯨業者益富又左衛門の奥書がある。国蔵ら畳屋の別当については、末田智樹「藩際捕鯨業の展開」（お茶の水出版、二〇〇四年四月二七日）の第四章「益富家の経営発展と別当畳屋」が詳しい。

- (13) 佐賀領武雄川原橘左衛門家伝来の系図・古文書に付いて、「当家庶流之後裔ニ相違無之、右古文書讓状等当家へ相係り候義共数々相見候ニ付、此方へ申談、什物ニ可致候」（「御家世伝草稿 六十二」）として購入されたもの。

- (14) 文化七年二月より平戸城下では小納戸による能稽古者の抜擢が行われ（「御能稽古被仰出候覚書」・谷村家文書）、文化八年四月四日には、觀世新九郎の弟子服部惣三郎が始めて平戸に下向（「富寿の巻の事」・「亀岡30」）。平戸市中の囃子稽古の師範となり、文化十年四月二十六日には、「楽舞取立方」が命じられ、正式に召し抱えられた（「御家世伝草稿 六十三」）。なお、この時再興した能楽は、文化十三年に中絶した。

- (15) 常平所による新田買得の事例としては、文政十二年の三月の日宇村福石免田方四町・土取場山一ヶ所の買入がある。売主は茶屋権平治であり、同年十二月には新田の作人（四十七名）願も出されている。この新田は、嘉永五年、小値賀六軒屋原太郎・薩摩屋清吉へ売却された。

- (16) 清の書物料については、中村謙介「松浦静山」（『大名列伝5 学芸篇』・人物往来社・一九六七年二月一日）に言及があり、関連した書簡類も紹介されているが、常平所との関連は明らかにされていない。

- (17) 「熙公御隠居・曜公御家督 平戸一件帳」。

(18) なお、鶴文庫の蔵書については、嘉永元年四月の時点で、本帳二万八、六六〇冊・雑書二、五七四冊・家乗伝書類一、四二一冊の計三万二、六五五冊。安政六年六月時点で、本帳入二万九、七九二冊・雑書二、七一〇冊・家乗伝書類一、五二二冊の計三万四、〇二三冊と、約十二年間で、三六八冊の増加が確認できる(「鶴文庫蔵書の数の事」・「亀岡78」)。

(19) 海漁施餓鬼料と万霊尊牌・地藏尊の供養料として常平所の吉田村橋川免の田方二反一畝一八歩の新田上米六俵が法音寺に寄附された。元来、海漁施餓鬼は久昌院が始め、真浄夫人在世中、永昌寺にて執行のところ、同夫人死去の後、平戸法音寺にての執行となった。文政七年より銀八六匁・米一斗が供養として渡されていた(「海漁施餓鬼の事」・「亀岡12」)。

(20) 神曾根山は、常平所の附属。杉の原木が生じ、立山に準ずる扱いとして、雄香寺の普請材木に充てられた(「神曾根山の事」・「亀岡51」)。

(21) 「熙公御隠居・曜公御家督 平戸一件帳」。

(22) 熙直筆(石筆)による「帳面奥書」(押印有、帳簿の印等から原本であろう。元来、請書はそれぞれ別個に封入されていたものが、継紙としてまとめられている。なお、表書がある請書の包紙類も一括して伝存する。

(23) 「随筆の条両印を以て清書を知らずる事」(「亀岡1」)。

(24) 「帳面奥書」(「表助成証書」所収)。なお、熙は、余財を蓄財し、これを表へ差し出す目論見であったが、後述のように清藩主時代の「広間用金」(表閉金)の仕法破綻を顧みて、ここである「表助成」という形式で、間接的な藩財政への支援を行うこととし、その間接支援の具体的内容を帳面として、藩主・重臣等に呈する方法を選択した。

(25) だが、「表助成帳1」及び「遣高帳1」(安政三年)には、一部助成米高の数値について誤記がある。先の例の通り、年間五、五〇〇俵の基準をもとに試算すると、二万四、二九一俵余が得られるが、両者ともに「式万四千九百拾六俵式斗壱升三合六勺」とある。

(26) 「続未間拾成 六」(松浦史料博物館蔵)。なお、「随縁堂の乾の隅の棚に賄料目録等を納めたる事」(「亀岡51」)によれば、隠居の領知目録は、花押版本とともに随縁堂に安置された。

(27) 「国隠居のらくなる事」(「亀岡76」)。

(28) 「国隠居のらくなる事」。その他、「亀岡随筆」の各所で、半知の隠居賄料で充足している様子が描かれている。

(29) 幕末期の平戸藩の砲術史は、富永好松『平戸藩の武芸教育―松浦静山を中心として―』(昭和堂印刷・一九八七年二月二五日)

に詳しい。さらには、「甲子夜話三篇 卷九―一」(平凡社東洋文庫『甲子夜話三篇 1』。一九八二年九月一〇日)、「鎌奥氏武衛流大筒の事 附炮術諸流の事」(『亀岡33』)に豊富な関連記事がある。その他、横山政吉郎『牧山忠平伝』(淳風書院・一九二五年九月五日)といった基礎的研究の成果がある。

(30) 「御家老日記」(松浦史料博物館蔵) 寛政五年六月二十五日条。

(31) 「御家老日記」寛政五年十月二十四日条。

(32) 「鎌奥氏武衛流大筒の事 附炮術諸流の事」(『亀岡33』)。「富寿の巻の事」(熙の自伝的叙述)によれば、熙自身は武衛流を修め、百目の手筒までは扱えたようである(『亀岡30』)。

(33) 「内藤大和守様御家来坂本孫八と申人相見、石火矢打方等之儀、御家中へ段々伝授有之、就右、入用之品出来方之儀も可有之候間、委細之義は内蔵助方より承知、右出来之節は一々承届取計候様、熊太夫へ当職申聞有之」と、藩当局もその伝授を支援する体制を構築した(『御家老日記』享和二年九月二十六日条)。

(34) 『天山全集 下』(信濃教育会・一九三七年五月一日)、五〇七頁〜五一二頁、六六八頁〜六七三頁。

(35) 「御家老日記」享和二年九月晦日条には、江戸で田付流稽古を修めた日高勇左衛門と川畑郡左衛門の両名について、平戸での稽古指南を行うよう指示が出されている。

(36) 同年五月二十六日、同人に対して大砲の鑄造が指示されている(『御家世伝草稿 五十九』)。

(37) 横山前掲著書、四〜五頁。この点、熙は、「已前よりの火矢打、大筒打の者共も皆転流して、これ(天山流)に属せしめ」(『亀岡33』)と記す。

(38) 従来の研究ではあまり言及されていないが、天山流砲術の台頭、さらには藩の砲術に対する基本姿勢を決定付けた事件として、重要な意味を持っていたと推測する。なお、清は、平戸滞在中の天山が、藩の武器庫にある阿蘭陀流大筒をみて、その破砕を予言した逸話を伝えている(『甲子夜話三篇 卷九―一』)。

(39) 「鎌奥氏武衛流大筒の事 附炮術諸流の事」(『亀岡33』)。

(40) 「編年仮名実録の事」(『亀岡29―(2)』)。なお、清水の伝授によって同流の門人は拡大したとされ、嘉永五年二月五日には安田久三郎が同流砲術師範を拝命した(『増補藩臣譜略 十二』・松浦史料博物館蔵)。

(41) 「亀岡29―(2)」。当時、守城用とされた種子島流大筒が、平戸において不足していたという。

- (42) 「天山流大筒御鑄立之年紀並ニ御筒数」〔松浦詮伯伝 一、二〇六頁～二二四頁〕。
- (43) 「飛龍に副をく品々の事」〔亀岡33〕。
- (44) 「鐘鑄崎御台場御筒銘 一枚」〔松浦史料博物館蔵〕。
- (45) 「田付流大砲御鑄立年紀並ニ御筒数」〔松浦詮伯伝、二二五頁～二二八頁〕。
- (46) 「渡辺公尊影の事」〔亀岡2〕。但し、これら銃器は、常時は手水鉢・花器・香立器として活用された。
- (47) 「楽蔵堂」の起源は、松田清氏が、「平戸藩楽蔵堂洋書の研究」〔『洋学の書誌的研究』・臨川書店・一九九八年九月三〇日〕において、関連史料を比較検討し、安永八年説をとっている。但し、金剛庫及び蔵書料・蔵書収集に関わった熙の役割については言及されていない。
- (48) 貞方忠友作「金剛庫御造営の来由」には、「安永八年一堂を宮建し玉ひ、扁して楽蔵堂と称し、祖考を安祀し、傍に典籍を蔵め玉ふ」とある。ところが、「静山公実録 上」〔松浦史料博物館蔵〕には、安永八年の書物蔵（楽蔵堂）設置の記事はない。天明五年八月十七日、新書物蔵が落成した際の記録には、「只今迄之御書物蔵、新御出来之御書物蔵両所共ニ御書物蔵と可申事、若不相分候節は、本御書物蔵ハ御祠堂と申、新御蔵ハ楽蔵堂とか、鶴来楼とか可申候」とあり、古い書物蔵を「楽蔵堂」と称していたとは記されていない。
- (49) 「金剛庫御造営の来由」では、楽蔵堂は、御守堂・鶴文庫・金剛庫の起源であり、「先祖を安しむ玉ふ所を指て専楽蔵堂と称せらるゝ也」と説明されている。即ち、楽蔵堂は、金剛庫二階の神殿域を指し示す。天保十年十二月十七日には鎮座式が挙行され、先祖を安祀した。その前後には御祠堂にあった「忠孝之家」・「楽蔵堂」の二扁が配置された。
- (50) 「静山公実録 中」・「御隠居様御事実 四」（いずれも松浦史料博物館蔵）など。
- (51) 「未間拾成附録 一」〔松浦史料博物館蔵〕。また、昌平坂学問所の献納金は、囲金のみでは全額を支弁出来ないため、年賦納付など、様々な方法が清により検討された〔五月十八日付松浦典膳宛松浦清書状〕・長崎県所管平戸藩古文書コレクション蔵〕。なお、この清の書状は、筆者が『長崎歴史文化博物館研究紀要 創刊号』（二〇〇六年）にて翻刻紹介した。その際、書状の作成年次を寛政九年と比定した。ところが、現在は、「甲子夜話正篇 卷六九―二三」（『甲子夜話正篇 5』）などの関連記事、あるいは、清の江戸参府の動静から寛政十年が適当と考えている。この場をかりて訂正させて頂きたい。
- (52) 「表囲金之儀 二付二度之書取之事」〔亀岡52〕。

- (53) 「行軍守城」という言葉は、江戸幕府の軍用備蓄金（分銅の形状）に彫刻された文字であったという（「行軍守城」四字出所之事」・「亀岡52」）。
- (54) 「行軍守城用金ハ主君の腹ひとつに止まる事」（「亀岡52」）。
- (55) 「金箱入自筆書取之事」（「亀岡52」）。
- (56) 「行軍守城用金ハ主君の腹ひとつに止まる事」（「亀岡52」）。
- (57) 「北虎口狸櫓由来之事」（「亀岡36」）。なお、この普請にあたり、床の下は狸の住処とするよう配慮がなされ、むやみにこの狸に害をなさぬよう、子孫に遺言された。また普請以後、狸櫓の名称を廃し、多聞蔵とした。
- (58) 「梅谷津之園庭立退場と成本意之事」（「亀岡67」）。
- (59) 「御小納戸御用日記」。
- (60) 「随縁堂表開戸の袖裡書記之事」（「亀岡72」）。
- (61) 「御小納戸御用日記」、「随縁堂に古金銀に納むる事」・「随縁堂に納めおく熙か退隠後の衣服の事」（「亀岡51」）。
- (62) 「表囲金ニ付二度の書取」（「亀岡52」）。的山大島の江月庵を菅牟田に引き移し、元禄八年、俊林山雄香寺とあらためた（「雄香寺再興の事」・「亀岡14」）。「未間拾成 六十三」（松浦史料博物館蔵）によれば、元禄八年八月二十八日に雄香寺の棟上式が行われ、同年九月三日には、弘濟禪師の三回法要が完成間近の本堂で執行されている。本堂は宝永二年に完成。同四年四月十八日、的山大島を本拠とする捕鯨業者井元弥七左衛門が梵鐘を奉納した（雄香寺梵鐘銘）。「国用法典小割別冊 本」（松浦史料博物館蔵）に記載された知行高は一五〇石である。
- (63) 「雄香寺再興の発端表へ指出候趣意書之事」（「亀岡14」）。同文には、「熙か靈のこの先行へき処は雄香寺なれば、今の如き旧山寺の廃伽藍にはいかにもく参るへき事は迷惑至極にこそ存られ候」という思いが述べられている。
- (64) 「雄香寺再興の発端表へ指出候趣意書之事」（「亀岡14」）。雄香寺の再興については、松浦家菩提寺の再興と棟の意思の継続といった側面とあわせて、「厳君（清）には江戸に御隠居天祥寺を御引受、熙は当地に隠居雄香寺を引請候」と記すように、江戸隠居であった清との役割分担的な意識もあったと思われる。但し、清は自身の隠居賄料を天祥寺の為に支出することはなかったとも、熙は書き記している。

(65) 「雄香寺再営の事」・「雄香寺三幅対の事」〔亀岡14〕。

(66) 龍瑞寺再興の経緯は、天保三年三月の「天叟公手栽杉樹記」(熙撰述)に詳しい〔甲子夜話三篇 卷四―一二〕・『甲子夜話三篇 1』所収。なお、吉田収郎『普門寺と風香寺』(芸文堂、一九八二年三月一日)は、建造物・什物・石塔・宝塔類を網羅的に調査した貴重な研究成果である。

(67) 「寿塔取立趣意書本紙副書後証共二三通の事」〔亀岡15〕。なお、天保四年十一月、熙は自身の法号を龍瑞寺にちなみ、「龍瑞院乾々齋観中居士」と定めた。

(68) 「おなしく追記の事」〔亀岡15〕。熙はここで、文政六年より真浄院の病容が重くなった時の「西向に墓築て給り候へ」という遺言にもとづき、江戸の墓所はもとより、当時の清の指示によって、平戸雄香寺の水向も西向に取り立てたことを紹介している。

(69) 扇・鼓の両塚の由来は、「木勝寿塔場両塚の由来附十句経の事」〔亀岡15〕に詳しい。

(70) 「編年仮名実録の事」〔亀岡29―(2)〕。また、天保十年三月十八日、熙は木寿像(狩衣着)・画寿像(神龍鎧着)・寿牌(自作)を景肅堂に納めた。

(71) 以下、風香軒(風香寺)については、天保十四年十二月付「木勝風香軒縁起并接待常念堂由来の事」〔亀岡16〕を参照した。

(72) 「報謝堂無量庵の財用并二木像下へ納めたる書付扣の事」〔亀岡16〕。

(73) 「秀子由来附高橋氏由緒の事」・「秀子梅やつに住居する来由之事」〔亀岡31〕。秀は、天保二年正月二十四日に平戸を発し、京都日野資宗に嫁ぐも、資宗の素行不良を原因に離縁。弘化四年六月二十五日、平戸に帰参した。秀は、花畑内の御殿に居住。「御花畑様」と呼ばれていた。嘉永五年には、花畑内に新住居も建設されたが、安政四年十二月二十四日からは梅谷津にその居所を移した。「於操様日野家御離縁日記」・「於操様日野家御離縁二付東西掛合案」(いずれも松浦史料博物館蔵)といった関連史料がある。

(74) 「おなしく追書の事」〔亀岡17〕。

(75) 「編年仮名実録の事」〔亀岡29―(2)〕。

(76) 「木勝究竟堂由来之事」・「究竟堂掛板之写」〔亀岡17〕。

(77) 「亀岡17」。境内の建造物・本尊・仏像・扁額・什宝・石塔・井戸などの由来・来歴が、一筆毎に解説されている。

(78) 「熙等身の不動尊の事」〔亀岡5〕・「大聖殿内板書写之事」〔亀岡5―(2)〕。

- (79) 「松林菊畑の事」(「亀岡14」)。
(80) 「編年仮名実録の事」(「亀岡29―(2)」)。
(81) 「隠宅の手船此度造り増の事」(「亀岡52」)。但し、表2では、安政三年までに金将丸と歩兵丸を新造。その後の新造は、文久二年まで記録されていない。元治元年春に三艘を新造したので、残り一艘は、文久三年中の製造と推測される。
(82) 「前件之手船永続手数之事」(「亀岡52」)。
(83) 金剛庫と同じく平戸城にあったものが、現在、松浦史料博物館上手の松浦家私有地に解体移築されている。
(84) 「観中公御遺書写」(『平戸史料年表 慶応三年附録』所収)。なお、同遺書は全五巻からなる。遺書の原物は、確認できない。
(85) 「簡易節畧之事」(「亀岡44」)。なお、この一連の帳簿は、安政二年十月二十二日、江戸幕府より簡易の命令をうけて調製された。
(86) 「普通の諸侯大方国嫌ひなる事」(「亀岡76」)。
(87) 「表居間に即席組立敷舞台并に花畑にも敷舞台出来に相成来由の事」(「亀岡55」)。

【付記】 本論の作成にあたっては、財団法人松浦史料博物館と同館学芸員久家孝史氏より、御高配と貴重な御教示を賜りました。末尾ですが、心よりの謝意を表します。